

平成30年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成30年12月3日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|--------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 議案第10号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（中川町） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第11号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（幌加内町） |
| 日程第3 | 平成30年第3回定例会付託議案第21号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について（経済建設常任委員長報告） | 議案第12号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（西興部村） |
| 日程第4 | 行政報告 | 議案第13号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（枝幸町） |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について | 議案第14号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（浜頓別町） |
| 日程第6 | 議案第2号 国民健康保険税等の納期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 議案第15号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（中頓別町） |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正について | 日程第10 | 議案第16号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村） |
| 日程第8 | 議案第4号 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画を定めることについて | 日程第11 | 議案第17号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第9 | 議案第5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（和寒町） | 日程第12 | 議案第18号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第6号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（剣淵町） | 日程第13 | 議案第19号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第7号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（下川町） | 日程第14 | 議案第20号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（美深町） | 日程第15 | 議案第21号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第9号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（音威子府村） | 日程第16 | 議案第22号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 |

部改正について

議案第23号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例一部改正について

議案第24号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成30年第3回定例会付託議案第21号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について(経済建設常任委員長報告)

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について

日程第6 議案第2号 国民健康保険税等の納期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 名寄市総合計画(第2次)中期基本計画を定めることについて

日程第9 議案第5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(和寒町)

議案第6号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(剣淵町)

議案第7号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(下川町)

議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(美深町)

議案第9号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(音威子府村)

議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(中川町)

議案第11号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(幌加内町)

議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(西興部村)

議案第13号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(枝幸町)

議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(浜頓別町)

議案第15号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(中頓別町)

日程第10 議案第16号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)

日程第11 議案第17号 平成30年度名寄市一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第18号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第19号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第20号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第21号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第22号 名寄市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第23号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第24号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員(18名)

議長	17番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤靖	議員
	1番	浜田康子	議員
	2番	山崎真由美	議員
	3番	野田三樹也	議員
	4番	川口京二	議員
	5番	川村幸栄	議員
	6番	奥村英俊	議員
	7番	高野美枝子	議員
	8番	佐久間誠	議員
	9番	東川孝義	議員
	10番	塩田昌彦	議員
	11番	山田典幸	議員
	12番	大石健二	議員
	13番	熊谷吉正	議員
	15番	高橋伸典	議員
	16番	佐々木寿	議員
	18番	東千春	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局	長	久保敏
書	記	渡辺敏史
書	記	開発恵美

書記 長 正 路 慶

1. 説明員

市	長	加藤剛士君
副市	長	橋本正道君
教	育	長 小野浩一君
総	務	部 長 中村勝己君
市	民	部 長 三島裕二君
健	康	福 祉 部 長 小川勇人君
経	済	部 長 白田進君
建	設	水 道 部 長 天野信二君
教	育	部 長 河合信二君
市	立	総 合 病 院 岡村弘重君
事	務	部 長 松島佳寿夫君
市	立	大 学 局 長 松島佳寿夫君
総	合	政 策 室 長 石橋毅君
こ	ど	も・高 齢 者 支 援 室 長 廣嶋淳一君
上	下	水 道 室 長 粕谷茂君
会	計	室 長 常本史之君
監	査	委 員 鹿野裕二君

○議長(黒井 徹議員) ただいまより平成30年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 川 口 京 二 議員

15番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月21日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月21日までの19日間と決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 平成30年第3回定例会付託議案第21号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長(奥村英俊議員) 皆さん、おはようございます。議長より御指名がありましたので、平成30年第3回定例会付託議案第21号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についての委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成30年10月12日、10月26日、11月7日の3回にわたり担当職員の出席

を求め、本条例の内容について慎重に審査を行いました。

10月12日の委員会では、最初に名寄市上下水道事業経営審議会での経過説明や議員協議会での資料の説明を受け、名寄市での水道事業の経営状況や水道事業が抱える課題、今後の事業、他市との料金比較、改定の考え方等についてと改定時期は平成31年4月1日、平均改定率は11.02%を予定しているとの説明を受けました。

委員からは、浄水場の将来的な改修や消費税増税を見越した料金改定なのかの質問に対し、平成31年から平成35年の5年間の算定期間における老朽施設の更新などの費用も鑑み、必要な収益を算出して積算根拠としており、消費税については便乗値上げなどの誤解を招かないように料金改定と消費税改定分とは分けて今回提案することとした。漏水調査は行っているのかの質問に対し、毎年実施している。子育てや高齢者、介護世帯や低所得者に対する配慮はの質問に対し、基本水量の5立方メートルについては旧名寄市での昭和58年6月の改定時に高齢者世帯や単身世帯に対する政策として実施してきた歴史的経過があり、基本水量5立方メートルの優位性を引き継ぐべきと考え提案しているが、全国的な流れとして水道メーター更新費や維持管理費、検針費用など一律に負担いただくものを基本料金とし、基本水量はゼロ立方メートルとする料金に変更する自治体がふえ、名寄市としても現行の料金体系を見直し検討する時期に来ていると考えている。時期改定に向け料金体系や口径別の額、基本水量5立方メートルのあり方について検証する必要があると考えているが、基本水量をゼロ立方メートルとした場合には市全体の福祉的施策を含め対策が必要と考えたとの説明を受け、次回の委員会で委員間議論を行うことを確認し、閉会しました。

10月26日の委員会では、委員間議論を行い、各委員からは水をたくさん使う子供がいる世帯や高齢者世帯や介護している方々の世帯への対応に

ついて5年後には考えたいという説明だったが、今回それがどうしてできなかったのかということをもう一度聞きたい。あわせて水道法改正案の中では、水道の民営化がうたわれているので、民営化の理由と今回の名寄市の水道料金が値上げになる理由とが同じなので、ここのかかわりも確認したい。自衛隊名寄駐屯地の給水に関して必要な量として1日当たり1,406立方メートルだということだが、27年前に言われていた水量と同じ水量だという点についての説明と自衛隊名寄駐屯地は今天塩川から水利権を得てそこから専用の水道を使っているのですが、それを今後どうしていくのかということも確認したい。風連の井戸を全部埋めてしまうということだが、災害などの対応の不安もあって安全な水を確保していくという点でこういった部分を確認したい。口径の大きなところに対しての周知や案内、値上げ幅などばらつきがあるので、この辺の周知をどうしていくのかという部分と市民の理解を求めていく広報、案内をどう進めていく考えなのか確認したい。国で水道事業民営化の議論がされているが、命を守る視点から考えたときに直営でいくべきだと思うが、考えを聞きたい。施行の時期と消費税の引き上げが同じ年度の中であると生活に対する影響度は大きいと思うので、どう考えているのか聞きたいとの議論があり、1点目として高齢者世帯や水をたくさん使う子育て世帯などへの対応について5年後に向けて検討するとの回答であったが、なぜ今回対応できなかったのか、この改定案で提案すると判断したこととあわせて5年後の改定に向けた具体的な考え方と水道法改正に関連し、国の水道民営化にもつながる進め方と今回の名寄市の水道料金改定のかかわりについて考え方を確認する。2点目に、自衛隊名寄駐屯地への給水について、平成3年に話を受けた水量が時代の流れや情勢変化がある中で同じ水量なのはどういうことなのか、自衛隊名寄駐屯地からの給水収益を見込んだ料金改定となっているのか、算定根拠を含めて

確認する。また、自衛隊名寄駐屯地から情報として市からの給水後の専用水道施設を今後どのようにするのかかわれば確認する。3点目に、緑丘浄水場からの送水により廃止する風連地区の取水、浄水施設を災害における断水による対応策及び有事の際に使用するために保存する必要があるのか。災害により真勲別頭首工からの取水が停止する可能性もあり、井戸を全て廃止することに不安がある。4点目に、これまで口径13ミリの料金についての説明が主であったが、それ以外の大口使用者への料金についての説明や周知について、また全体的な市民周知はどのように考えているのか。5点目に、施行期日が平成31年4月1日であるが、消費税改正が10月1日に示されており、同じ年度に2度の改定が予想されるが、施行時期と消費税の関係についての考え方を確認するの5点について理事者に改めて確認することとしました。

11月7日の委員会では、10月26日の委員間議論で委員会として理事者に確認することとした5点について、次のとおり説明がありました。高齢者、子育て世代への対策と水道法改正の関連性については、現行の料金体系を基準に全体を増額する改定として検討し、その中でも重要視する点として基本水量でおさまる少量使用者が1カ月の使用料金に対しどの程度の増額であれば負担感が少なくなるのか、また超過料金についてはどのくらいが妥当かということを中心に検討し、給水収益が一定程度確保できる最低限の額を最終案としたものです。名寄地区において基本水量の5立方メートルについては、昭和58年6月の改定当時高齢者世帯や単身世帯に対する軽減策として実施してきた歴史的経過があり、平成20年の料金改定で口径別の料金体系や基本水量5立方メートルに統一しており、料金体系としてはベストなものであるという考えと今回料金改定に向けて議論を始めた平成27年度は料金統一から7年しか経過していないことと水道メーター更新費や維持管理費、検針費用などを基本料金とし、使用水量に

応じて従量料金を加算する料金見直しは一部に負担をふやすことにつながるとの判断から、今回の実施検討は見送ることとした。水道法の改正については、国の方針として人口減少や施設の老朽化費用を賄い採算をとるために費用を下げる方策として水道の基盤強化に対する一つの手法として広域化と官民連携を行うことが有効とされ、PFIを初め民間資金の活用による公共施設等の整備等が全面的に打ち出されていますが、民間化によって料金が大幅にふえると報道がされていると認識している。技術の継承や人員不足に対応するために管工事業協同組合や民間業者などに業務委託することで負担軽減や維持管理を現在も行ってきているが、災害の対応や経営の根幹にかかわる分については市が担う必要があると考えているので、水道事業全体を民営化する考えは現在はありません。

自衛隊への給水については、平成3年度より協議が始まり、現在は駐屯地が計画する平成34年度をめどに給水可能となるよう準備を進めている。平成3年当初は、駐屯地における飲料用のみの使用で日量350立方メートルの要望で、平成5年度には駐屯地で使用する全量の日量最大1,500立方メートルを要望されましたが、緑丘浄水場の処理能力不足のため、第2期拡張事業における施設改修とサンルダム完成予定の平成20年度以降に給水可能となる計画としてきた。現在は、1日に使用する平均水量実績で約600立方メートルから700立方メートルとなる旨の報告を受けていることから、600立方メートル分の給水量に当たる約6,000万円の水道料金を給水収益と見込み、経営状況に反映している。駐屯地では、予算要求に向け上級部隊と協議を行っており、詳細については確定していないとのことだが、使用する全量を市の水道事業に要望し、駐屯地内の水道管の施設、浄水場の一部改修、さらには取水施設の撤去工事などを計画し、予算要求する考えがあると聞いている。このことから、給水後の駐屯地

の浄水場は天塩川からの取水をやめ、市からの水道水を受水する施設へと改修され、取水施設を撤去する計画であり、既得の水利権は返上するものと推測している。

風連地区の浄水施設と災害対策については、現在風連地区における水道水は市街地に既設の4カ所の深井戸から地下水をくみ上げ、浄水場でろ過され、家庭へ給水されているが、長期間の休止状態は井戸本体の閉塞、目詰まり、腐食、水中ポンプの故障につながり、水流や水質も良好な状態を保持することは極めて困難なことから、災害への備えとして維持することは非常に困難であると考ええる。また、災害時などの対応としては、緑丘浄水場と市内6つの浄水場も活用しながら有事の際は飲料水などの供給は対応できると思いますし、万が一緑丘浄水場が災害に遭った場合は自衛隊の支援や日本水道協会の支援により災害に対応していきたい。

メーター口径13ミリ以外の周知と市民説明については、名寄商工会議所、風連商工会とも相談をしながら、個別の事業所等の対応も含めて説明会を開催する。改定は、全ての口径が対象となることから、多くの市民に理解をいただけるよう市民説明会の開催や1月から改定までの間広報の活用、検針時にチラシを配布するなど、なぜ改定しないといけないのか、改定の状況、経営の状況も含めてFMやホームページ、新聞などあらゆる情報媒体を使いながら市民周知する。

施行期日と消費税改正については、平成31年から平成35年の5年間の算定期間の費用から必要な収益を算出して積算根拠としており、消費税の改定にあわせて施行期日をおくらせることとなれば施行期日を半年おくらせることによって約3,000万円の給水収益が減少し、計画している事業が進めることができず、喫緊の課題でもある老朽施設の更新なども先送りとなる。また、負担を後年に先送りすることになるため、積算自体をやり直しする必要となり、再積算となれば現状の改

定率では難しく、本市財政計画を含め再審議が必要となり、これまでの料金改定の議論自体が根本から崩れることとなる。また、消費税分を含めた改定額として積算すると、国の動向により便乗値上げなど誤解を招く可能性もあり、市民に理解をいただくために収支不足による料金改定と消費税改定分とは分けて今回提案することとし、消費税の改定分については前回の消費税改定と同様の対応をしたいとの答弁がありました。

その後、安心して使える水の供給のために受益者負担と言われるが、一律の値上げは来年の消費税の増税も含めると負担感の大きさは否めないかと思うが、この点についての考えをと再度質問があり、名寄市における基本水量の5立方メートルの設定自体福祉的要素が濃い設定とも考えており、これ以上差をつけた料金にすることはなかなか考えにくく、負担感が大きくなる一つの要因として超過料金の金額も影響してくるかと考え、超過料金の金額の設定も全体的な収益を考え、限界の260円という額とした。消費税の増税分も考えると負担額が大きくなるが、水道事業は独立採算であり、清浄で豊富で低廉な水の供給をしなければならぬが、これをおくらせることによって今現在の水道料金を低価にできる可能性はあるかもしれないが、将来の子供たちの世代の料金が2倍や3倍になる可能性も出るため、世代間の負担の先送りとならないように今回水道料金の改定を提案させていただいたということもありますので、御理解いただきたい。また、大口使用者への説明や周知と市民周知の回数についての再質問には、個別の事業所等の対応も含めて説明をする。多くの方の意見を聞くという意味ではまち懇と同じくらいのレベルでの市民説明会の開催を想定し、あわせて出前トークなどの要望にも応えていきたいとの答弁を受け、市民の皆さんへの周知方法となる市民説明会は回数にこだわらず、多くの市民の人と直接会って説明することを求め、質疑を終了し、原案に異議があったため、採決を行った結果、賛

成多数でありましたので、平成30年第3回定例会付託議案第21号 名寄市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案第21号の審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成30年第3回定例会付託議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成30年第3回定例会付託議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本日、平成30年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、佐野康男さんに文化賞を授与いたしました。

「科学部門」、「天文」で受賞された佐野さんは、昭和53年に看護職として名寄市職員に採用されましたが、平成5年に名寄市立木原天文台の技師になられてからは、退職される平成28年までの23年間を天文一筋に勤めてこられました。

在職中の平成16年には、2個目の超新星発見の実績と、天文学の普及活動に情熱を注がれてきた功績が認められ、名寄市文化奨励賞を受賞されております。

佐野さんは、これまでに3個の超新星を発見されておりますが、3個以上の超新星を発見した方は全国で11人しかいないことから、この功績が大変輝かしいものであることがわかります。

また、平成22年には、なよろ市立天文台「きたすばる」がオープンいたしましたが、その際、佐野さんが名寄市と北海道大学との橋渡し役を務められたことにより、全国に誇る素晴らしい設備を整えることができました。

さらには、設備のみならず佐野さんの趣味である音楽と天文を融合させた全国でも類を見ない天文台として、地域住民の方々や全国の天体観測者から愛される施設とすることができましたことは、ひとえに佐野さんの御尽力の賜物であります。このように、永きに渡り名寄市の天文分野の第一人者として活躍され、科学文化の発展に御貢献いただきました。

奇しくも昭和35年の第1回文化賞の受賞者は、佐野さんが天文分野の師と仰ぐ故木原秀雄さんでした。時を経てお二人が同じ天文分野で文化賞を受賞されることは、木原さんから始まった名寄市における天文活動が綿々と受け継がれていることを象徴しており、名寄市が「ほしのまち」であることを全国のみならず広く世界にPRすることができておりますことに深く感謝申し上げます。

次に、名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、保健衛生、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された24個人、2団体の皆さんに功労表彰

を、多額の寄附をいただいた7個人、28団体に善行表彰を、芸術、文化、スポーツなどの分野で輝かしい活躍をされた5個人、1団体に榮譽賞をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

市民との協働によるまちづくりを進めるため、名寄市町内会連合会との連携のもと、全9会場で「まちづくり懇談会」を開催し、多くの御参加をいただきました。

本年度は、平成29年度決算状況及び総合計画（第2次）中期基本計画について報告し御意見をいただいたほか、市政全般に関して、市民の皆様と意見交換を行いました。いただきました貴重な御意見については、市政への反映に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

10月25日に本市を会場に開催した全国青年市長会第2回北海道・東北ブロック会議において「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言への共同賛同式を行いました。今後は全国青年市長会の構成自治体と情報交換を行い、効果的な取組を研究してまいります。

また、11月12日から25日にかけて「女性に対する暴力をなくす運動」の取組として、街頭啓発、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口の周知などを実施しました。

現在は、第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画推進事業者等表彰の候補者を募集しており、男女がともに働きやすく、子育てや介護をしやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者などを表彰し、広く市民に周知することで、男女共同参画の普及、啓発を図ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流については、名寄・藤島交流友の会が10月13日から14日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり2018」に出展し、藤島・名寄交流友の会会員や藤島庁舎職員などの協力を得て、大福などの特産品を販売しました。

東京都杉並区との交流については、11月3日から4日まで杉並区立桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2018」において、杉並区職員などの協力もいただきながら、なよろ煮込みジンギスカンやいかめしなどの販売を行いました。

ふるさと会の交流については、東京なよろ会の総会が11月10日に東京都内において、会員をはじめ約60人の出席により開催され、スキーやゴルフツアーなどの事業計画が承認されました。

カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、市内の高校生2人が7月21日から9月19日まで交換学生として派遣され、ホームステイなどを通じ、交流を深めてきました。

ロシア連邦ドーリンスク市との交流については、橋本副市長を団長とした市民訪問団14人が、9月13日から17日の日程でドーリンスク市を訪問し、創立134周年記念式典に参加したほか、歓迎夕食会や公共施設の視察などを通じ、市民との友好を深めました。

台湾との交流事業については、国立員林高級中学が10月25日から26日まで本市を訪れ、市内の高校生と授業を通じた交流などを行いました。

また、11月1日から2日間、台湾の学校関係者10人をお招きし、教育旅行先としての当地域の魅力をPRしました。

次に、移住の推進について申し上げます。

本年度のお試し移住住宅については、11月末までに道内外から15件34人の利用があり、本市での生活を体験いただいています。

プロモーション活動については、9月8日、北

海道命名150年に合わせて開催された「EZO SHOW」をはじめ、9月28日の「北海道mini暮らしフェア」や11月11日に開催された「北海道暮らしフェア」など、首都圏におけるイベントに出展し、地域の魅力紹介や移住相談に応じてきました。

また、11月8日には、札幌において名寄の暮らしを提案する移住イベントを開催したほか、11月23日から25日にかけて、下川町と連携して実施した移住体験ツアーには、首都圏や愛知、新潟、札幌から9人が参加し、お話し移住住宅の体験や移住者との意見交換などを通じ、地域の魅力や移住への理解を深めていただきました。

次に、定住自立圏について申し上げます。

10月26日に定住自立圏構成市町村長会議を本市で開催し、福祉・産業振興分野におけるさらなる連携を図るとともに、より実態に即した連携に向けて、協定内容の精査について確認されました。これに伴う定住自立圏形成協定の一部変更について、本定例会で提案させていただきますので御審議のほどお願い致します。

また、昨年度から定住自立圏共生ビジョンに新たに設置した成果指標(KPI)の検証や、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、北海道の名付け親とされ、天塩川を踏査した幕末の探検家、松浦武四郎ゆかりの地を紹介する「テッシ武四郎カード」を市町村ごとに作成しました。カードには観光・グルメ情報も掲載し、地域の魅力を発信するもので、それぞれの市町村でしか入手できない限定品として、11月9日に配布を開始しました。

さらに、プレミアムカードとして、松浦武四郎の生誕地である三重県松阪市のカードも作成し、松浦武四郎記念館で配布しています。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

「第31回なよろ健康まつり」については、11月10日に市民文化センターにおいて、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに開催しました。名寄市立大学や名寄保健所などと協働し、体脂肪測定や乳がん自己検診法などの体験コーナーと地場産食材を使った試食コーナーを設け、819人の参加をいただき生活習慣の見直しや健康への啓発を図りました。

また、昨年度から多くの市民が集う場をつくるため、「2018地産地消フェア in なよろ」と同時開催をしています。地産地消フェアには19団体の出展をいただき、名寄産農産物及び加工品の販売や試食などの催しが行われました。

さらに、今回は「食育の小路」と題した食育と健康のコラボレーション企画を実施し、第3次名寄市食育推進計画ダイジェスト版や清涼飲料水などに含まれる糖分量の展示を通して、食育と健康に対する関心を高めるきっかけの場をつくりました。

産婦健康診査・産後ケア事業については、10月から事業を開始し、産後の母子支援を強化しながら、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をしています。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万9,606人で前年比709人の減となり、外来患者数は延べ11万4,401人で前年比6,737人の増となっています。

収支状況では、医業収益は43億8,262万円で、前年比1億7,050万円の増となり、医業費用は45億462万円で、前年比1億4,809万円の増となりました。

この結果、上半期の医業収支は、1億2,200万円の損失で、これに医業外収支と特別収支を加えた全体の収支では、3,834万円の純損失とな

りました。

今後も、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万4,441人で前年比2,150人の減となり、外来患者数では延べ2,225人で前年比109人の増となりました。

また、収支状況では、事業収益は3億7,687万円で前年比746万円の減、事業費用は3億247万円で前年比1,302万円の減となり、事業収支は7,440万円の純利益となりました。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

「長寿を祝う会」については、市内関係団体と実行委員会を組織し、9月15日に市民文化センターE-N-RAYホールにおいて開催しました。長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた、男性102歳と女性108歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた209人と金婚を迎えられた77組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月12日から17日まで開催し、101点の力作の数々を市民の皆様に御覧いただきました。

また、町内会など81団体が「敬老会」を開催し、75歳以上の方々5,197人が温かい祝福を受けました。

9月29日には、北新区町内会や介護サービス事業者、名寄警察署などの関係機関の協力を得て、「名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク模擬搜索訓練」を実施しました。訓練では、行方不明者役が北新区町内会付近を徘徊し、市は「徘徊高齢者SOSネットワーク」を用いて行方不明者役の情報を発信し、地域の方々に搜索協力の呼びかけを行いました。町内会の方には、行方不明者役に声かけをしながら、地域の中で面識のない高齢者に

どのように接すればよいのかを体験していただきました。

今後も模擬搜索訓練を継続的に実施することで、市民の助け合い意識を高めるとともに、誰もが安心して住み続けられる地域づくりに努めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

10月13日に名寄消費者協会主催で行われた「第49回みんなの消費生活展」に出展し、節電に関するクイズやこどもエコ隊の活動パネル展を実施しました。節電クイズには約120人の方に参加いただき、節電についての理解を深めてもらうことができました。

また、10月8日から14日までの秋の清掃週間において、本市では14日を一斉清掃日と定めて地域での清掃活動などを呼びかけました。期間中は地域や団体で清掃作業など美化活動に取り組んでいただき、良好な生活環境に対する市民意識の醸成を図ることができました。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数が8件で前年比1件の増となり、負傷者の発生はありません。また、救急出動件数は926件で前年比20件の増、救助出動件数は、31件で前年比2件の増となっています。

住宅防火対策の推進は、「秋の全道火災予防運動」期間中に一般家庭と高齢者宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、防火ポスター配布、大型店舗での火災予防広報など、防火対策の啓発や火災予防のPR活動を実施しました。

また、建築物の大規模化などに伴い、予防業務が専門化していることから本年4人を含む22人の予防技術資格者を養成し、予防要員の育成に努めています。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地について

は昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸が10月に完成し、本年度着手分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸については9月に着手し、11月末現在の進捗率は約15パーセントとなっています。

また、新北斗団地については6月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の改善工事が9月に完成し、新北斗団地の当該事業を完了しています。

長寿命化型改善事業については6月に着手した風舞団地1棟8戸が10月に完成し、緑丘第1団地の平成31年度改修分の実施設計は6月に着手し、平成31年1月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、名寄南公園、白樺公園、アカシヤ公園、ことぶき公園の遊具の更新工事が完成しています。

また、現在施工中の大橋公園については、12月の完成を予定しています。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定については、老朽化対策が急がれる公共施設について各担当部署への調査を行い、公共施設の機能連携による効果や立地条件について庁内委員会において議論しているところです。

合わせて11月には公共施設と民間施設との複合化による賑わいの創出や公共施設マネジメントの先進地視察を行っています。

また、第2回の策定委員会を開催して、都市構造の課題、公共施設再編のあり方、都市構造パターンの検討、拠点地区の整備方針について議論をすすめていただきました。

今後は、市民向け講演会や市民アンケートなどを企画し、多くの市民意見が反映された計画となるよう引き続き策定作業を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事

については、南11丁目西通老朽管更新工事ほか3路線、延長1,015メートルが11月に完成しています。

配水管網整備については、道道名寄停車場線配水管網整備工事、延長127メートルが10月に完成しています。

また、給水管の漏水調査についても終了し、漏水箇所については必要な修繕を完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

名寄下水終末処理場における電気設備更新工事の進捗状況は、直流電源設備機器の更新に着手し、来年2月下旬の完成を予定しています。

下水道汚水管渠については、長寿命化計画に基づき、管渠更生工事1路線、延長43メートルが11月に完成しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、10基の合併浄化槽の設置に着手し、このうち9基が11月までに完成し、現在は東風連地区で1基の整備を進めており、12月上旬の完成を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により継続整備を進めている北1丁目通については工事が完成し、南3丁目通については1月の完成を予定しています。また、西4条仲通については計画路線の工事が完成し、肉付け予算により整備を進めている北西9条右仲通、風連大沼線は12月に、西1条通は1月に完成を予定しています。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、10月に206路線、約41.5キロメートルを完了しています。

次に、橋梁長寿命化事業について申し上げます。

長寿命化計画に基づく橋梁の整備については、二十一線橋は10月、斉藤橋、智北1号橋は11月に工事が完成し、曙6号橋は12月、大反橋は3月に完成を予定しています。

また、本年度実施分の橋梁24橋の近接目視点検については11月に完了し、実施設計3橋につ

いては1月に完了を予定しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長438キロメートル、排雪延長149キロメートルを実施する計画としています。

10月17日に除雪事業の契約を締結し、効率的で効果的な除排雪体制の確立に努めてまいります。また、安全な道路空間の確保を図るため、幹線道路ではこれまで同様に複数回の排雪と積上除雪を実施してまいります。

また、昨年度に取得した西16条南9丁目の土地を雪堆積場として整備したほか、12月下旬には除雪グレーダー1台の更新を予定しており、これまで以上に作業の効率性や運用性などが高まるものと期待しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

市内バス路線では、運行形態の見直しをすすめていた「風連御料線」について、10月より道の駅から風連日進地区までの区間を予約で運行する「デマンドバス」に移行し、10月末までに延べ168人の利用をいただいています。今後もより多くのかたに利用いただける公共交通になるよう利用方法の周知などに努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに基盤整備について、本年度、新規採択された道営事業「ちえぶん地区」では、来春からの工事実施に向けて、調査測量設計と併せて、受益者への聞き取り調整などの準備を進めています。

また、市単独事業の中名寄9線沢道路工事は、10月上旬に完成しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

水稲については、10月15日現在の農林水産省の作況指数は、全国で99の「平年並み」となったものの、本市を含む北海道、上川ともに90の「不良」となりました。本市の11月12日現在の出荷状況は概ね6割で、もち米15万5千500俵、うるち米1万2千俵、合計16万7千5

00俵となり、一等米比率は約98パーセントで、収量は平年を下回る状況となっています。

畑作については、秋小麦、春小麦、玉ねぎは平年をやや下回り、大豆は平年を下回りました。また、てんさい、スイートコーン、かぼちゃ、馬鈴しょは平年を下回る見込みとなり、全般的に平年を下回る一年となりました。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

まず、転作関係では、対象農家534戸、対象面積2,946ヘクタールで、水田活用の直接支払交付金が5億8,993万円、産地交付金が8億65万円となり、合わせて13億9,058万円の年内交付を予定しています。

畑作関係では、畑作物戸別所得補償交付金のうち、既に営農継続払い3億8,842万円が交付されており、今後は数量払いの交付を見込んでいます。

次に、担い手対策について申し上げます。

就農5年未満の農業者を対象に、新規就農者等交流会を11月29日に開催しました。11人の新規就農者を対象に交流を深めるとともに、先輩農業者の実践報告から多くのことを学ぶ場となりました。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度エゾシカ駆除については、4月1日から9月30日まで実施し、368頭を駆除し昨年よりやや減少しましたが、アライグマ駆除については、11月13日現在で334頭と大幅に増加しています。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度は、捕獲許可期間を11月30日までとしており、11月13日時点で昨年度の出没情報66件に対し24件少ない42件の出没報告件数となっています。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、名寄市営牧野では5月28日から10月22日まで、母子里地区共同牧場では6月14日から10月23日まで市内酪農家

17戸から269頭を受入れ、適正な飼養管理により、高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

また、合併後の懸案であった、両公共牧場の一体的な利用形態の構築に伴い、関係条例の一部改正について、本定例会で提案させていただきますので、宜しく御審議願います。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

市有林管理事業の下刈り、植林、野そ駆除については11月中旬に完了し、間伐については12月末の完了を予定しています。

また、伐採適齢期を迎えた森林の皆伐については、既に発注を終え、来年3月末の完了を予定しています。

次に、森林認証制度について申し上げます。

上川管内の広域的な取組として進められている「森林認証制度」については、管内の23市町村及び13森林組合により構成される「上川森林認証協議会」が設立され、市町村有林及び私有林などの認証取得に向けて作業が進められており、今後、地域材のブランド化による、管内林業、林産業などの活性化が期待されます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表している7月から9月までの上川北部の地域別経済動向調査によると、建設業は収益低下が、製造・運輸業では人材不足がそれぞれ懸念され、個人消費については北海道胆振東部地震の影響で宿泊・飲食業が下向きであるものの、地域全体の業況としては「普通」と判断されています。

市の融資関係では、10月末現在、運転資金は減少傾向、設備資金は増加傾向で推移しており、運転資金については、融資件数で80件、融資額は4億115万円となり、前年比6件の減、金額では1,053万円の減となっています。また、設備資金については、融資件数で21件、融資額は1億2396万円となり、前年比4件の増、金額

では1,433万円の増となっています。

次に、名寄市住宅改修等推進事業について申し上げます。

第3回定例会において補正予算の可決をいただき予算額を4,000万円とした本事業について、10月末現在の交付決定件数は202件で、うち事業完了は130件、改修費用の合計は約2億4,585万円となっており、昨年度と同程度の申請件数となっています。

なお、本事業は、先に制度を点検し、事業を継続する意向を表明しているところですが、現行制度の対象経費及び補助額といった基本部分は継承した上で、移住・定住や空家対策、さらには新エネ・省エネや除雪対策などの施策との連動について検討を進めているところであり、できるだけ早期の制度設計に向け庁内横断的に協議を進めているところです。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末現在の月間有効求人倍率は1.45倍で、33カ月連続で前年同月を上回っており、依然として高い水準を維持しています。

また、9月末現在の来春の管内新規高等学校卒業予定者は581人で、このうち、学校・安定所の紹介を希望する者は152人で前年比1人の減、管内での就職希望者は87人で前年比3人の減、就職内定者数は43人で前年同月比5人の増加となっています。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期における入込客数が31万597人で前年度比5,231人の減となりました。これは大型観光バスの立ち寄り数の減少に加え、観光シーズンである夏季の天候不良などによるものと考えています。今後も指定管理者と連携し地場特産品などの販売とPRにより、多くの方に利用いただける魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、昨シーズンにモーター故障により運行を休止していた第4ロマンスリフトの修繕を行い、オープンに向けて安全で快適に御利用いただけるよう準備を進めてきました。

11月20日に実施されましたピヤシリスキー場安全祈願祭では、シーズン中における安全と無事故を祈願しました。

また、なよろ温泉サンプラーの改修については、8月に基本設計業務の契約を終え、現在、市民ニーズを捉えた温浴施設の改修をはじめ、合宿利用など宿泊者の満足度向上に資する老朽箇所の改善や機能向上などについて、運営主体である名寄振興公社を含め、委託業者と協議しながら進めているところです。

次に、物産振興事業について申し上げます。

10月19日には札幌市内のホテルにおいて名寄市物産展を開催し特産品の販売を行うとともに、5日間限定で名寄産の食材を使ったランチビュッフェを開催するなど、本市の特産品のPRを行なったところです。

首都圏では、10月26日から27日まで、東京都杉並区役所前などにおいて、「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者などが旬のかぼちゃやもち米、トマトジュースなどの販売とPR活動を行いました。

今後も、民間を主体とした地場産品の知名度の向上や魅力を発信する機会を提供してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月14日に名寄東小学校と名寄中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。名寄東小学校では、授業構想シートを活用した日常の授業づくりの工夫について研究発表が行われました。また、算数科において、子どもたちの数学的な考え方を深めるため、ペアやグループによる話し合いを行う授業が公開され、主体的・対話的で深い学びを実現する指導方法について活発な協議が行わ

れました。

名寄中学校では、高い感受性と自主性をもった生徒を育むため、道徳及び国語、数学、社会、理科、英語などの授業が公開され、授業改善のあり方について研修を深めました。

豊かな心を育てる教育の推進については、9月25日に風連中央小学校において、名寄市教育改善プロジェクト委員会による「特別の教科 道徳 公開授業研修会」が開催されました。本市にゆかりのある木原秀雄氏の生き方を題材にした道徳科の授業が公開され、子どもたちが自己の生き方を考えることのできる道徳の指導のあり方について、熱心な協議が行われました。

また、9月27日には、市民文化センターENRAYホールを会場に、児童生徒の豊かな情操を育むため、名寄市小中学校音楽発表会を開催しました。

健やかな体を育てる教育の推進については、11月16日と23日の両日に、学校給食において新鮮な地元産食材を使用した「なよろ給食の日」を実施し、児童生徒が地場農産物について理解を深めました。今後も地元産食材の積極的な使用による地産地消の推進に努め、安全安心な給食を提供してまいります。

特別支援教育の推進については、10月5日に市民文化センターにおいて、名寄市立大学の准教授を講師に迎え、「子どもたち一人一人が生きる学級経営を考える～管理職、コーディネーター、学級担任、それぞれの立場から～」をテーマに、市内小中学校の管理職などを対象とした研修会を行いました。本市はもとより、土別市や下川町、幌加内町の教員など46人が子どもたち一人一人の困り感に応じた支援のあり方について学びました。

さらに、11月19日には、市民文化センターにおいて、名寄市特別支援連携協議会第2回専門委員会を行い、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない

支援体制を整備するための引継ぎのあり方や「すくらむ」の活用について話し合われました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、9月25日に名寄中学校において名寄市教育改善プロジェクト委員会による「教育指導の充実に関する研究グループ公開授業研修会」が開催され、中学校の技術科の授業を通して、ICTの活用とプログラミングについての実践的な指導方法や指導技術についての研修を深めました。

信頼される学校づくりの推進については、11月22日に名寄西小学校において、学校力向上に関する総合実践事業に係る国語科の授業公開を行い、子どもたちの話し合いを生かした授業づくりの工夫について熱心な協議が行われました。

コミュニティ・スクール導入の取組については、10月19日と23日の両日に、市民文化センターにおいて、土別市教育委員会社会教育課兼学校教育課参事や上川教育局社会教育指導班主査を講師に迎え、名寄小学校、名寄西小学校、名寄南小学校、名寄中学校、名寄東中学校の教職員や保護者・地域住民156人を対象としてコミュニティ・スクールの制度説明会を開催しました。今後は、未設置の市街地5校に学校運営協議会を設置してまいります。

安全・安心な教育環境の整備については、10月25日に児童生徒の通学路における一層の安全対策の向上を目的に、警察署、道路管理者、交通安全、防災、校長会などの関係機関の担当者で構成した「名寄市通学路安全推進会議」を開催しました。推進会議では、継続的に関係機関と連携し危険個所の情報共有や対策を進めるため「名寄市通学路安全プログラム」を定めるとともに、対策を必要とする危険箇所の合同点検やハード・ソフト両面から改善手法の検討などを行いました。

風連中央小学校の校舎及び屋内運動場の改築については、工事が順調に進み11月に完成し、引き渡しを受けました。今後は、名寄図書館風連分館も併せて、3学期始業時からの供用開始に向け

移転作業を進めてまいります。また来年度は、旧校舎などの解体と屋外運動場の整備を行い、事業全体が終了することになります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学では、10月21日、22日の日程で、公益財団法人大学基準協会による大学評価実地調査を受審しました。

実地調査には4人の大学評価分科会評価者が来学し、部局長、学科長などが出席する全体面談や社会連携、連携教育、少人数教育などの担当者が出席する個別面談、大学施設の見学、さらには学生インタビューが行われました。

今後は、12月に評価結果案が提示され、意見申立期間を経て、3月には評価結果が公表されることとなります。

保健福祉学部再編事業に係る学生会館改修工事は、11月12日に完成し、引き渡しを受けました。今後も学生の自治会活動やサークル活動の拠点施設として有効に活用してまいります。

今年で12年目となる名寄高校との高大連携事業「大学授業体験」は10月10日に実施しました。名寄高校1年生133人が参加し、希望する各学科の模擬授業を受けたあと、本学学生と交流し、進路選択の一助としました。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

9月30日には、市民文化センターを会場に「生涯学習フェスティバル2018 in なよろ」を開催しました。芸能発表には9団体の出演、ワークショップブースには13団体の出展があり、そのうち14団体では体験教室を実施しました。

10月11日から12日にかけて、市民文化センターを会場に「第62回北海道公民館大会 in なよろ」が開催されました。本大会は、北海道公民館協会の主催で「地方創生の実現を目指す公民館活動とは」をテーマに開催され、市民64人をはじめ全道から200人が参加し、市民主体のまちづくりについて学ぶとともに、互いの交流を深

めました。

10月23日には、市民文化センターを会場に名寄ピヤシリ大学の大学祭を開催し、各学年やクラブによる芸能発表には約150人の来場がありました。また、10月17日から同会場で実施した展示発表では、多くの市民が工夫を凝らした作品を楽しみました。

次に、市立図書館について申し上げます。

文化の日には、「特別開館」に併せて「雑誌のリサイクル」と「フィルムコートサービス」を行いました。また、本館では乳幼児から小学校低学年を対象としたおはなし会「図書館まつり」を開催し、子どもから大人まで多くの方々に参加をいただきました。さらに、本を読む力と表現する力を育てる、「ビブリオバトル(知的書評合戦)」を開催しました。20歳代から70歳代までの各世代の発表者6人がお奨めする本を紹介し、参加者全員によるディスカッションを経て、投票によりチャンプ本を決定しました。

11月15日には、智恵文小学校において、本の面白さを伝える「ブックトーク」を行いました。子どもたちの反応も良く、読書への興味・関心を大いに盛り上げることができました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月4日には、東洋大学の越智信彰准教授を招いて「光害を知ろう」と題した市民講演会を開催しました。

また、昨年度に引き続き、11月1日から5日間、移動式天文台車ポラリスⅡを交流自治体である東京都杉並区へ派遣しました。小学校2校で理科の授業を開催したり、杉並フェスタの開催会場である桃井原っぱ公園などで観望会を行い、延べ1,548人の区民の皆さんに参加していただくことができました。

今年で8年目となる「小学生による小惑星発見プロジェクト」を10月から11月にかけて行いました。本年度は数多くの移動天体を検出し、発見の期待が高まりましたが、残念ながら既知のもの

であり、小惑星の発見には至りませんでした。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、スポーツセンターのトイレ改修工事を8月2日から12月14日の工期で実施し、便器の洋式化と多目的トイレの設置、排水管の改修などに着手しています。今後も老朽化などに伴う施設の改修を行いながら、市民に快適なスポーツ環境の提供を行ってまいります。

スポーツの振興では、6月に「ファミリーフィットネスフェスタ」を開催し、スポーツを楽しむ機会づくりに取り組んできたところですが、8月からは月1回のペースで継続的な運動習慣に繋げることを目的とした、親子参加型の「ファミリーフィットネス」を開催しており、スポーツ人口の底辺拡大に努めています。

また、新たな試みとして、10月8日に開催されたスポーツフェスティバルにおいて、少年団が主体となり「キッズ・スポーツ体験会」を開催し、少年団加入を検討している子どもたち約180人が参加し、少年団関係者は団員確保に大きな期待を寄せているところです。

スポーツ合宿の推進では、北海道が主催するウィンタースポーツコンソーシアム事業メディカルキャンプが実施されました。オリンピックを目指す道内外の冬季スポーツのジュニアアスリートが集まり、名寄市立総合病院でメディカルチェックを実施し、トップアスリートになるために必要な医学的知識を学ぶ講義を行うなど、関係者から高い評価を受けたところです。

また、10月25日から28日の日程で、ウィンタースポーツコンソーシアム事業カーリングアカデミーも実施されており、カナダからコーチを招聘し、道内ジュニアカーリング選手のレベルアップが図られているところです。

ジュニアの育成・強化の取組では、昨年に引き続き「ジュニア育成コーチ養成セミナー」を5回シリーズで開催しています。国内外で活躍されている講師を招き、指導者のレベルアップを図ると

ともに、ジュニア選手の競技力向上に繋げているところです。

なよろスポーツ合宿誘致推進協議会では、11月10日から17日の日程で、フィンランド共和国のノルディックスキーのナショナルトレーニングセンターに位置付けられている「ヴォカティ・オリンピック・トレーニングセンター」において、調査研究事業及び冬季ジュニアスポーツ交流合宿事業を実施しました。

ヴォカティスポーツ協会、大学・高校、企業等を中心に展開されている産学官連携について知見を広め、先進地のジュニア選手の育成環境、コーチ養成、スポーツツーリズム、地域健康づくり、学校体育・部活動等、冬季スポーツによる地域振興の仕組みについて、理解を深めてきたところです。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月23日に、スポーツセンターを会場に、第12回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル競技」を開催しました。町内会の子ども会や小中学校から過去最多となる33チーム、225人の児童生徒が参加し、スポーツを通して交流を深めました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

10月18日に平成30年度名寄市青少年表彰式を行い、学校や地域活動などにおいて顕著な功績のある3個人、2団体を表彰しました。

また、小学生から高校生までを対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月28日に最優秀作品の表彰を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

11月2日から4日にかけて、市民文化センターを会場に、第61回市民文化祭を開催しました。展示発表は25団体、10個人から書道、写真、絵画など1,000点を超える作品が出展され、3日間で延べ約800人の来場がありました。また、4日に市民文化センターEN-RAYホールで開

催した芸能発表は、楽器の演奏や舞踊、詩吟など22団体200人が出演し、約1,500人が鑑賞しました。

また、11月2日から3日にかけて、ふうれん地域交流センター全館を会場に風連文化祭を開催しました。会場には22団体、5個人から850点を超える作品が展示されました。演芸発表では、小学生から高齢者まで17団体から150人程が演奏や踊り、歌などを披露し、養護施設の御高齢者も来場いただき、会場いっぱい集まった延べ700人の市民が、地域の顔見知りの方々へ大きな声援を送り、楽しいひと時を過ごしていただきました。

11月17日から18日にかけて、福島県南相馬市において南相馬市子ども文化芸術交流事業が開催されました。本事業は、スクラム支援会議構成自治体の小中学生が協働し、芸術作品の制作活動を行う事業として昨年に引き続き実施され、本市からは、名寄中学校美術部の生徒5人が参加し、南相馬市や東京都杉並区などの児童生徒と交流を深めました。

次に、北国博物館について申し上げます。

9月1日から9月30日まで企画展「たのしむきのこと変形菌」を開催し、期間中976人の来館者がありました。関連企画として9月16日に「きこの観察会」をなよろ健康の森で開催し16人が参加し、同定作業なども行い、きこの科・種の特徴や見分けのポイントの知識を深めていただきました。

また、10月6日から10月28日まで企画展「名寄と文学」を開催し、期間中679人の来館者がありました。10月17日には講演会「名寄ゆかりの作家たち」を開催し14人の参加があり、講師の佐藤喜代枝さんから徳富蘆花、三浦綾子、知里幸恵、野口雨情など名寄を訪れた作家や本市が舞台となった文学作品について詳しく、分かりやすい御講演をいただきました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し

上げ報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第5 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第1号 名寄市立大学奨学金給付条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市立大学の学生の貸与型奨学金制度利用に係る現状や昨年策定された名寄市立大学の将来構想を踏まえ、有為な人材の育成やすぐれた学生が経済的理由で修学を断念することがないように、さらには今後の学生確保に資する施策の一環として市立大学の学生を対象とした本市独自の奨学金制度を創設するため、名寄市立大学奨学金給付条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) 基本的には賛成の立場でありますけれども、二、三お聞きをしたいというふうに思います。

1つは、条例全体にもかかわることでもありますが、名寄市立大学の学生さんの現状のアルバイト等についての現状について、今までも一定の数は聞いておりますけれども、お知らせをいただきたいというふうに思います。

それと、2つ目は、アルバイトとの関係で第4条、給付対象者の関係になりますけれども、いわゆる世帯、学生さんにかかわる世帯の奨学金を受ける場合の所得税法の総所得金額426万円とアルバイトの収入との関係についての因果関係についてお知らせをいただきたいと思います。

それと、第6条の奨学生の決定の関係では、2

年次以降の保健福祉学部の各学科学年ごとに1人に対して給付をするということですが、この1人という数字について原案をつくる段階でどう判断をされているのか、議論経過、いわゆる2人、3人ということですが、具体的に言えば、その原案をつくる段階における過程についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、給付対象者、第11条の関係ですが、災害の一時給付金の関係で、これは新条例ですから過去にはもちろん発生していないのですが、仮に全国における災害の発生状況が非常に頻発をしている状況ですが、名寄大学今4年制の大学以降のもう既に卒業されている人も含めて、こういう事象に至った人数等把握できていればお知らせをいただきたいと思います。

あと、最後ですが、第15条の審査委員会の設置をするわけですが、これは大学の中においてそれぞれ対象者を選んで設置をするということの理解をしていますけれども、部外の関係者も想定をされているのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長(松島佳寿夫君) まず、熊谷議員から5点にわたって質問をいただきました。1点目のまずアルバイトの現状ということから申し上げさせていただきたいと思います。

昨年度、29年度の調査なのですが、いわゆる学校のある時期、定期、不定期を合わせて本学で約85%の学生が実態調査ではアルバイトをしている現状となっております。

それから、2つ目は、所得税と、所得、いわゆる対象者です。ここの部分につきましては、日本学生支援機構の1種、2種の併用の部分で一番所得基準を制限しているといえますか、それに合わせた基準、収入ベースで600万円、所得ベースで426万円でしたですか、それに合わせて設定しておりまして、そこのアルバイトの因果関係というのは大変難しく、幾らの所得の世帯の子が

アルバイトをしているというのはちょっと調査をするのが困難ですので、そこの関連については把握しておりません。

それから、3点目は、6条の関係で1人ということでしたでしょうか。これにつきましては、いわゆる入り口で所得を対象で網をかけた上で、各学科成績の中で成績の優秀者を1人ということと判断をいたしました。もちろん各学科2人とか3人とかたくさんできればいいのは間違いないので、やはり財源との絡みで、いわゆるこれは教職員、市内、それからふるさと納税、同窓会等にこれから財源の関係で幅広く寄附などを呼びかけるものですから、それとの関連で各学科1人という判断をさせていただきました。

それから、11条の災害の関係なのですが、これにつきましては2011年の東日本大震災のときに本学結構岩手県出身者が多いものから、いわゆる特認といえますか、市長が特に認めたときということで何名か全額免除等をしたことがあるのですが、それ以来ここ数年は実際に家屋の全壊、半壊等で災害で給付というか、申請した者はありません。ただ、保護者が急死したとか、そういう事例は何件かございます。ですから、そちらのほうで対象になる方が出てくるのかなと考えております。

それから、最後、審査委員会の状況なのですが、これは今案ですが、学内に学部長もしくは学生部長を委員長とする、もちろん事務局も入って、そのような組織をつくって、そこでいわゆる対象者の所得ですとか成績要件などを判断をして候補を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 再確認の意味でさらにお聞きをしたいと思います。いわゆる総所得600万円ぐらい、所得金額では426万円という関係とアルバイトの関係については把握も困難

という部分もあったりして、それはこの数字には入らないという理解で受けとめてよろしいのか。アルバイトといってもアルバイトをしながら収入を得るわけですけれども、そういう数字はこれに該当しないという理解でよろしければ確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

それから、6条の各学年ごとに1人に対してということで、これは財源との関係もあるわけですが、財源として同窓だとか、あるいはふるさと納税等々の関係が主なものを想定をしていますから最少人数に絞られているのかと思いますけれども、いわゆる該当者として所得の状況や、あるいは成績が優秀でなおかつということで、そうするとその予定をしている財源を超えるようなことについては当然教育予算あるいは一般の財源等も考えられると思うのですが、そういう想定についての御認識について改めてお伺いをしたいと思います。

あと、いわゆるこれから予算を、来年4月1日ということですが、これから予算編成に入っている最中ですが、前段の質問との関係もありますけれども、トータルとしてどの程度の予算を想定をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長(松島佳寿夫君) まず、1点目のアルバイトと、いわゆるアルバイトの収入を所得にみなすかという御趣旨でよろしいですか。これにつきましては、それは入れないということで判断をしております、あくまで出身世帯の保護者を中心とする所得ということで、アルバイトの収入は入れることを考えておりません。

それから、2つ目、いわゆる対象人数と財源との関係なのですが、これから今それぞれの団体ですとか同窓会等先ほども申しあげましたようお願いをするのですが、おおむね基金を、大学奨学金基金というのをあわせてつくる予定の準備をしております、3分の2程度をその基

金に積んで、残り3分の1程度を市の一般財源ということで今市のほうと協議をさせていただいております、それに見合うような制度設計といえますか、そういう前提で進めております。

予算の関係なのですが、一応現在1人2万円で、2年生から4学科、3学年ということで12名毎年対象者が出てくる勘定になります。したがって、12名を12カ月ということになりますと288万円予算がかかるのかなと。それとあわせて災害関係のほうでは、これはもちろんわかりませんが、保護者の急変あるいは災害等多くても年間10件程度ぐらいなのかなということを見ておまして、それに合わせて今予算のほうを積算をして要求しているところでございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 最後になりますけれども、いわゆるアルバイトをしなければならない学生さんが全体の85%という、私の感覚でいくと非常に高い。それだけ親御さんも大変御苦労されていると思いますし、またアルバイトの時間、収入の額もある面では勉強、学習との時間を割きながらという大変御苦労されている現状の中で、今条例については非常に有意義な条例提案だというふうに思っていますが、12名を想定をする人数がいわゆる要件に当てはまる、所得が一定以下、あるいは成績も優秀だということになると複数以上の、1人というよりもそういうケースも発生するわけなのですが、これについての柔軟な対応について、これは財源との関係も、財源も実績をとらないと、これから今予定をしている数字が多いのか、少ないかということもありますけれども、そういう変動要素も含めての対応について、部長でもよろしいですし、そちらの方でもよろしいですが、調整して、もう少し具体的にお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長(松島佳寿夫君) 最後の関

係で今後につきましては、まずは制度設計を組み立てたばかりですので、事業者さん、市民の皆さん、同窓会等の寄附で何とか3分の2を賄って、3分の1を一般財源から支出していただくというスキームを当面は維持をしまして、それを実行、いわゆるスタートさせたいなと思っております。様子を見て所得、実は本学減免制度で対象者については所得を中心にやってはいるのですが、実際どれぐらいの所得の方がどれぐらいいるというのはなかなか正確に把握するのは困難なものですから、この600万円というのがどれぐらいの対象者になるのかというのはちょっと正確にはまだ今の時点では難しい部分もありますので、まずはこの制度をスタートさせてしっかりと取り組んでいって、学生確保にもつなげていきたいと考えておりますので、まずはしっかりとスタートさせることから始めたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 今回の名寄市立大学奨学金給付条例の根幹、ふるさと納税ですとか、それからいろんな形で大学に御寄附いただいたものということですので、当然この奨学金制度を受ける学生もそれなりの覚悟といたしますか、必要になると思います。大学にゆかりのある方々で大学生を支えていくということですので、まずその第一歩のスタートであります。ですので、市のほうとしてもある程度、3分の1ぐらいというような推計ですけれども、名寄市の一般会計からも支えていくと。その後これがどういうふうに転がっていくか、当然今の経済情勢ですからいろんなこと起きると思います。まずは、この形でスタートさせていくということで御理解いただければと思えます。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いた

します。

議案第1号は、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

ただいま総務文教常任委員会に付託いたしました議案第1号については、12月21日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については12月21日までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 議案第2号

国民健康保険税等の納期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 国民健康保険税等の納期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、納付者にわかりやすく御理解をいただくため、税、保険料及び使用料の納期限と口座振替日を同一とすることや国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納期を6期から8期に改め、1回当たりの納付額を減らし、納付者の負担軽減を図るため、関係条例の整備に関する条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番(川村幸栄議員) 1点確認をさせていただきたいと思えます。

私もこの間国保税の納期が6期でなくともっと

回数をふやしてほしいということを求めてまいりましたので、今回の提案は歓迎をしたいというふうに思っているのですが、ただ全国的に高い国保税を払うのに払えないということで、滞納者への差し押さえがふえているという現状があるようです。やはり突然のいろいろな事情によって滞納せざるを得ない。また、分納ももっと広く考えていただければ何とか払うことができるというような方もいらっしゃるかと思います。そういった点で分納に対する考え方について改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今回の改正で6回から8回にということで、国保税、あと後期の関係、介護保険の関係、1回の納付額が若干少なくなるということで一步前進をしたのかなというふうには考えております。改めて差し押さえというか、滞納処分の関係でも今質問いただきました。従来ともそうなのですが、滞納されている方の事情というか、その辺をしっかりと御相談をいただきまして、分納あるいは猶予、そのあたり含めて今後ともしっかりと対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今月、12月の広報でも納税のことが特集されていました。そこに相談をぜひというような欄も大きく取り上げていただいていますので、本当に相談、まずは行っていただくことが望ましいのかなというふうに思っているのですが、そこで親切丁寧な相談を受けていただくことをまた強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市営牧野条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

合併以降名寄市営牧野と母子里地区共同牧場を設け、機能分担をしながら畜産振興基盤の確立、農業経営の安定を図ってまいりましたが、実情に即した預託家畜種別、利用区分への整合性を図るため、両施設の目的及び利用形態が同一であることから、名寄市営牧野条例に名寄市母子里地区共同牧場条例の内容を含めて、利用料金の改定及び指定管理者の雇用の安定や人材育成の期間の確保、また専門知識、技術の向上を図り、利用者が安心して利用できるよう指定管理期間を3年から5年に延長するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。議案第3号は、経済建設常任委員会へ付託いた

します。

ただいま経済建設常任委員会に付託いたしました議案第3号については、12月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については12月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第4号 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の名寄市総合計画（第2次）前期基本計画の計画期間が今年度までとなっていることから、次年度からの本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、名寄市自治基本条例第19条第1項に基づき名寄市総合計画における中期基本計画を策定しようとするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、前期2年間の計画を踏襲しつつ、人口減少、少子高齢化や情勢の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、市民アンケート調査や各種団体との意見懇談会等で出された市民の皆様の御意見を初め市議会議員の皆様からの御提言をもとに名寄市民30人で構成をする名寄市総合計画審議会で策定作業を進め、去る8月29日に同審議会からいただいた答申をもとに提案をさせていただくものでございます。

本計画は、計画期間内における主要な取り組みかつ複数の基本目標、施策の柱ですけれども、に

わたり施策間連携を図ることで一層効果が発揮をされる重点プロジェクトに加えて、全ての主要施策に成果指標、KPIとして数値目標を定め、検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある計画としてございます。

以上、提案の概要について申し上げましたが、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第4号については、質疑から採決までの議事を12月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については質疑から採決までの議事を12月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてから議案第15号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、以上11件についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号から議案第15号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案の理由を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、都市機能を有する中心市と近隣の町村とが役割分担と連携、協力のもとに総体として生活機能を確保することを通じ定住促進を目指す構想でございます。今回は、新たな項目で協定を締結するとともに、これまでの連携実績を検証し、協定の内容をより実態に即したものにしようとするものであり、名寄市、士別市の複眼型の中心市と和寒町、剣淵町、下川

町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町及び中頓別町の9町2村との間におきましてそれぞれ協定変更の協議が調いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、協定の概要につきましては、総合政策室長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を石橋総合政策室長。

○総合政策室長（石橋 毅君） それでは、私のほうから議案第5号から議案第15号までについて御説明をさせていただきます。

議案第5号、2ページをお開きいただきたいと思えます。こちら中段の福祉体制の充実に関する変更では、取り組み内容等において基幹相談支援センターを追加しようとするものでございます。今年度より士別市、和寒町、剣淵町が1市2町で相談支援体制を整えておりますが、こちら広域での取り組みでありますので、既存の協定に文言を追加し、また3ページのほうでは中段に権利擁護支援の推進を新たに追加しようとするものでございます。高齢者の増加等による成年後見制度の必要性の高まりを受けまして、現在士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町で広域での権利擁護センター設置に向けた調整を行っております。

また、下段のほうの教育では、図書館相互利用の促進の削除についてでございますけれども、こちら削除になりますので、議案には記載はされておきませんが、図書館の連携につきましては現状全道的な連携であり、圏域独自の取り組みではないため、定住自立圏の取り組みから削除をしようとするものでございます。

議案第7号、4ページをお開きください。産業振興分野では、中段、スポーツによるまちづくりの推進を追加しようとするものでございます。こちらは、既に名寄市、下川町、美深町、音威子府

村、中川町により広域で上川北部スポーツクラブを組織し、取り組みを推進していることから追加したいと考えてございます。

5ページをお開きください。中段、圏域生活基盤維持対策を新たに起こし、その中に物流網効率化の推進を追加しようとするものでございます。圏域である道北地域は一大生産地帯であります。まちが広域に分散し、かつ人口減少が進むことが想定され、安定した物流の維持が課題になる地域と言われております。これまでも勉強会や視察を実施するなど連携した取り組みを行ってきたことから、協定を締結し、圏域としてさらなる取り組みを推進していきたいと考えているところで

議案第12号、3ページをお開きください。交通ネットワークの形成についてですが、ここでは広域で組織している各期成会活動を事業としてございます。宗谷本線活性化推進協議会の構成員として途中加入いただきました西興部村様と協定を結んでいなかったことから、新たに協定を締結するものでございます。

以上、変更点について説明をさせていただきましたが、名寄市、士別市を中心として各構成団体とそれぞれの協定変更が必要になるため、このような多くの提案となりました。御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第5号外10件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点確認といいますが、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思っているのですが、まず議案第5号の3ページになりますけれども、福祉体制の充実のところ、乙の役割ということで福祉施設、また名寄大学と連携して実習の受け入れというふうになっています。現状この実習の受け入れがどういった状況になっているのかをお聞かせをいただきたいのと、あと

人材の育成、確保に協力するというふうになっているのですが、この人材の育成、確保です。確保のところをどのような協力体制をお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○議長(黒井 徹議員) 再開をいたします。

松島大学事務局長。

○市立大学事務局長(松島佳寿夫君) 福祉関係の役割分担といいますか、ちょっと本学の実習等の状況についてお話をさせていただきたいと思えます。

保健福祉学部4学科とも病院あるいは福祉施設、それから社会福祉協議会等々、それから行政の保健センター等に各学科で実習等をお願いをしております、それに基づきまして今でも既にやっではいるのですけれども、引き続きこの協定に基づきまして相互の人材といいますか、そういう部分を含めて、大学側からするとより充実をさせていきたいという趣旨でございますので、御理解をいただければと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 今大学のほうから大学の機能を生かした形でどういうアプローチをしているかということでお答えさせていただきました。現実に大学、保健福祉学部を持っております。その中で社会福祉学科もございまして、その中の学生を定住自立圏の中にどういふふうに送り込むかというのが1つ大きな課題だと思っておりますが、幾分実績も出ているはずでございます。なおかつ、大学のほうでは今知見を生かしまして、定住自立圏のそれぞれの市町村におきましていろいろな形でかわりを持っているところであります。その中で定住自立圏の市町村の中で確保することのお手伝いもできるかと思っております。具体的な数字というところまでは至っておりませんけれ

ども、大学の機能を生かしていくということがこの定住自立圏の中で一番大きな課題であります。

また、福祉の人材、あるいは確保につきましては、これは情報交換も非常に大切なことですので、今各種の協議会等も出ているところありますから、まず情報交換を通じて何かほかの地域に負けないような先鋭的なものもつくっていくことができるかと思えます。非常に大きな課題ですので、この構想をきっかけに人材確保にはより一層進めていかなければならない。特にその中では大学の知見を生かすということも大事ですので、この文言を入れさせていただいたところあります。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 福祉関係の人材のところでは、もう私が言うまでもなく非常に介護施設等も含めて人手が足りないという状況になって、名寄市民も含めて、近隣の皆さんも含めて本当にここには期待をしていることが大きいのだというふうに思えますので、ここより発展させていただくことをお願いして、終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号外10件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号外10件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第16号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

サンピラーパーク森の休暇村につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条による公募による施設でございます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第17号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成30年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ3,186万9,000円を追加をして、予算総額221億1,192万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。7款商工費におきまして商店街等活性化関連補助金556万円の追加は、名寄市中小企業振興条例に基づき3件の店舗の増改築に対し助成しようとするものでございます。

8款土木費におきまして福德川改修工事1,100万円の追加は、9月初旬に発見をした護岸ブロックの損傷に対し改修工事を実施をしようとするものでございます。

10款教育費におきまして教育振興基金積立金50万円の追加及び文化センター大ホール基金積立金309万5,000円の追加は、いただいた寄附金を寄附者の御意向に沿い各基金に積み立てをしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか22件を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第18号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第18号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の増額に伴い歳出予算の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第19号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもので、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料を追加し、限度額を1,902万円にするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第20号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第20号 平成30

年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもので、個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料を追加をし、限度額を2,970万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第21号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第21号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもので、大学学校用務・大学公園管理業務委託料の限度額を700万円に、大学学生寮管理業務委託料の限度額を310万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第16 議案第22号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第23号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第24号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件について一括議題といたしたいと思えます。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第23号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第24号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第25号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月10日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の給与及び議員、特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるため、関係条例を改正しようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定する際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされておりますが、平成26年5月1日に同審議会から出された答申により、期末手当の額の取り扱いについては、人事院勧告等により一般職員に改定があった場合にはその改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告に関して同審議会の各委員に確認をし、人事院勧告どおりに改定を行うべきとの意見を受けて、今回の改定を行うものでございます。

また、職員の給与に関する条例について、勤務1時間当たりの給与額の算出に関して全国的に算出基礎額の見直しが行われていることから、本市においても所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第22号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成30年7月3日午前7時15分ごろ、名寄市字徳田285番地11地先におきまして相手方所有の自動車にて市道19線を西に向かって走行中、道路損傷部を通過した際の衝撃により左前輪タイヤがパンクしたところでございます。事故発生箇所は見通しのいい直線道路でありましたが、穴の大きさや位置、雨天等の物理的条件により回避できず、道路損傷部に車両が入り込んだものでございます。これに伴い、車両損害額1万3,700円のうち2割に相当する2,740円を本市が負担することで示談が成立したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月4日から12月16日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月4日から12月16日まで

の13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 高 橋 伸 典